

ネスト赤羽オフィス使用者募集要項

○ 施設概要

- 1 所在地 〒115-0045 東京都北区赤羽一丁目59番9号
JR京浜東北線・高崎線・宇都宮線・埼京線「赤羽駅」徒歩約7分
東京メトロ南北線「赤羽岩淵駅」徒歩約3分
駐車場はありません。
- 2 構造・延床面積
 - (1) 鉄筋コンクリート造 地上3階建 1・2階部分（3階はふれあい館）
1・2階622.44㎡
（3階は赤羽ふれあい館）
 - ・インターネット等 NTT Bフレッツ（光ケーブル回線）
ケーブルテレビ回線
電話回線（2回線分利用可）への接続が可能
 - ・電源 コンセント各部屋壁面4口（電気容量：各オフィス40A）
 - ・メールボックス
 - ・各オフィス 個別空調
 - ・24時間使用可
 - (2) 会議室（2階：34.7㎡、有料）
 - (3) 共用施設
受付、交流ラウンジ（無線LANによるインターネット環境あり）、商談室、給湯室、エレベーター、駐輪場
 - (4) セキュリティー
 - ・施設の入口は、電子カードロック式
 - ・共用部分には防犯カメラ設置（夜間録画）
 - ・各オフィスには、シリンダー錠設置、機械警備
 - (5) その他
 - ・インキュベーションマネージャーによる支援
 - ・専門相談（創業・経営・税務等）
 - ・9時から17時まで受付スタッフを配置（12月29日から翌年1月3日を除く平日）
 - ・清掃は共用部分のみ
 - ・有料コピー機（モノクロ、カラー）、有料ファクス、缶飲料自動販売機
- 3 募集オフィス
 - 1階 103号室（14.38㎡）
 - 2階 206号室（15.31㎡）

○ 応募資格

- ※ 次の資格を有する者を公募により受付、審査を実施して選考により決定します。
北区内外を問わず、現に事務所の確保が必要と認められる次の条件に原則として当てはまる者
- ・ 中小企業者（個人、NPO等を含む。）であること
 - ・ 地域産業の活性化に寄与する事業を行うこと
 - ・ 施設利用期間終了後、北区内において引き続き事業を行う意思を有すること

- ・ 個人または法人にかかる税金を滞納していないこと
- ・ 創業を予定もしくは原則として創業後3年以内の者であること
- ・ 申し込みの際に現にオフィスを使用していないこと
- ・ 別記の使用条件を遵守できること
- ・ 使用料、共益費等の支払い能力があること
- ・ 保証金は入居時に納入すること

○ 使用条件

- ・ オフィスは事務所として利用すること（不特定多数の来場が見込まれる教室、講座等の会場、生活の場、工場、倉庫などとしての利用は不可）
- ・ オフィスは、法人の場合、本社として利用すること（営業所等の利用は不可）
- ・ 危険物の持ち込み、悪臭、騒音の発生や発火の危険性のある実験装置等の設備等はしないこと
- ・ 他の入居者、近隣住民に迷惑を及ぼさないこと
- ・ 北区の産業振興施策に積極的に参加し協力すること
- ・ 入居者同士及び区内中小企業等との交流につとめること
- ・ 区に事業実績報告書を提出すること

○ 使用期間

1 オフィス

3年以内（審査の上、特別な場合に限り1年の延長あり）

2 その他

- ・ 入居者には近隣住民組織等が行う防災訓練への参加・協力をお願いいたします。
- ・ 火気の使用は原則として禁止します。

○ 使用料等

1階 103号室

- ・ オフィス使用料（月額） 28,700円
- ・ 共益費（月額） 9,600円
- ・ 保証金 57,400円

※保証金は使用料の二か月分を入居前の指定日までに納入していただきます。

2階 206号室

- ・ オフィス使用料（月額） 30,600円
- ・ 共益費（月額） 10,200円
- ・ 保証金 61,200円

※保証金は使用料の二か月分を入居前の指定日までに納入していただきます。

- ・ その他の費用負担
電気料については、東京都北区にお支払いいただきます。
- ・ 電話料等通信費
インターネット回線使用料、プロバイダー接続料金等は個別契約、個別支払
- ・ ごみ等の処分費
ごみは事業系の取り扱いとなります。

○ 申込方法等

1 申込方法

オフィス使用申込書に必要書類（下記「2」参照）を添えて、東京都北区産業振興課まで持参してください。

◎ 受付時間 平日（土・日・祝日は除く） 9時から17時まで

※ 書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

2 必要書類

- ・ 個人 事業計画書、住民票の写し、直近の事業税納税証明書、直近の所得税確定申告書の写し、直近の個人住民税納税証明書又はこれらに準ずる書類
- ・ 法人 事業計画書、定款、登記簿謄本、直近の決算書、直近の法人事業税納税証明書、直近の法人住民税納税証明書又はこれらに準ずる書類

3 申請受付期間

平成19年8月20日（月）～平成19年8月31日（金）

○ 選考方法

入居審査会（各分野の専門家で構成）で、事業計画書等により事業目的、内容、成長発展の可能性などを総合的に審査し、決定します。審査方法は、書類審査と面接審査です。また、事業内容によっては、事前に東京都北区職員が実地調査を行う場合があります。

なお、審査の内容に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

○ 入居までのスケジュール

書類審査・面接審査	9月5日（水）
合格者発表	9月14日（金）
入居説明会・入居手続	9月21日（金）
入居開始	10月1日（月）

※ この要項の内容は、変更になる場合があります。その場合には、申込みをされた方に対し個別にお知らせします。

問合せ、使用申込書等配布・提出先

東京都北区 地域振興部 産業振興課 産業振興係

〒114-8503 東京都北区王子1-11-1北とぴあ10階

TEL 03-5390-1235

FAX 03-5390-1144

ホームページ <http://www.nest-akabane.com>